⑹　入札方法　本件は、交換が契約の内容の一部となっているので、入札者は国が引き渡す物品と国が購入する物品との差額を入札書に記載すること。また、本件は価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「総合評価のための書類」という。）を提出すること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　平成28・29・30年度最高裁判所競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」又は「物品の製造」においてＡ又はＢ等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

⑷　上記２⑶の資格の申請の時期及び場所は、全府省統一資格申請の方法による。

⑸　開札時において、最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていないこと。

⑹　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒102―8651 東京都千代田区隼町４－２
最高裁判所事務総局経理局用度課運輸係　松原　有哉　電話03―3264―8669

⑵　入札説明書の交付方法　上記３⑴の交付場所にて交付する。

⑶　入札書の受領期限　平成31年１月８日午後５時00分

⑷　開札の日時及び場所　平成31年１月９日午後２時30分　最高裁判所事務総局経理局入札室

4　電子調達システムの利用

本件は、入札、資料提出、開札等を電子調達システムを利用する方式により実施するものとする。ただし、同方式により難い者は、支出負担行為担当官の承諾を得た場合に限り、紙入札方式により参加し、又は紙入札方式へ変更することができる。

5　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争入札に参加を希望する者は、総合評価のための書類及び入札説明書で示した競争参加に必要な証明書類を、平成30年11月26日午後５時00分までに上記３⑴へ提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該証明書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。当該証明書類等に関し説明の義務を履行しない者は落札決定の対象としない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札及び裁判所における入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると支出負担行為担当官が判断した証明書類を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて購入物品と売払物品との価格の差額をもって作成された予定価格の制限の範囲内の入札をおこなった者から、平成30年２月９日閣議決定した「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、総合評価落札方式により決定する。

⑺　手続における交渉の有無　無。

⑻　その他　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of expenditure of the procuring entity : KASAI Yukihiko, the obligated officer, Director-General of Financial Bureau, General Secretariat, Supreme Court, 4―2 Hayabusa-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102―8651, Japan

⑵　Classification of the procurement : 17

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Estate car Trade-in contract of 6 units

⑷　Delivery period : March 22, 2019

⑸　Delivery Place : Courts specified by the Supreme court

⑹　Qualification for participating in the bidding procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed bid are those who shall : ①not apply to Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting (however, minors, persons under curatorship, or Persons under assistance who obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable to the status of special reasons within the said article) ; ②not apply to Article 71 of the above-mentioned Cabinet Order ; ③have Grade A or B in Selling or Manufacturing classification in terms of the qualification for participating in bids required by the Supreme Court (single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2016, 2017, and 2018 ; and ④have not received suspension of designated contractor status from the Supreme Court at the time of the opening of bids ; and ⑤meet the qualification requirement which the obligated officer may specify in accordance with Article 73 of the above-mentioned Cabinet Order

⑺　The time and place of application for the qualification of ⑹ shall be in the manner of application for single qualification for every ministry and agency

⑻　Time-limit for bid : 5 p.m, January 8, 2019

⑼　Contact point for the notice : MATSUBARA Naoki, Transportation Section, Supplies Division, Financial Bureau, General Secretariat, Supreme Court, 4―2 Hayabusa-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102―8651, Japan, TEL 03―3264―8669

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年10月３日

契約担当役

国立研究開発法人物質・材料研究機構

総務部門長　塩原　誠志

◎調達機関番号　802　◎所在地番号　08

○第48号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　購入等件名及び数量　農業環境再生システム　１式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　納入期限　平成31年３月29日

⑸　納入場所　国立研究開発法人物質・材料研究機構

⑹　入札方法　上記１⑵の件名について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札金額とすること。

⑺　電子入札システムの利用　本件は、書類提出及び入札を電子入札システムで行う対象案件である。ただし、紙による入札書等の提出も可とする。
ＮＩＭＳ電子入札システム
http://www.nims.go.jp/nims/procurance/bid-info.html

2　競争参加資格

⑴　国立研究開発法人物質・材料研究機構契約事務細則第４条第１項の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

⑵　国立研究開発法人物質・材料研究機構契約事務細則第４条第２項の規定に該当しない者であること。

⑶　平成28・29・30年度全省庁統一資格「物品の製造」又は「物品の販売」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされている者であること。